

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号: 8 事業名: 中小企業労働相談事業費

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
五味アドバイザー	<p>他の相談受付機関がある中で、県として本制度を維持していかなければならない理由は何か。</p> <p>労働局に直接相談する方が多いような認識がある。市町村で開催する弁護士相談や司法書士相談等もある中で、相談件数が減っているにも関わらず、本制度を維持する理由が理解し難い。考え方を変える必要があるのではないか。</p>	課長・上野 睦	<p>当初、県だけが労働相談を受け付けていたが、労働局等でも相談を受け付けるようになり、そちらの相談件数が多くなっている実態がある。しかし、国だけに頼るのではなく、県として責任を果たすということもある。一般の労働者にとっては、労働局や労働委員会は足を運びにくいという方もいるので、県としては、そういう方に対し、労働相談だけでなく様々な相談を受け付けている県民生活センターにおいて、気軽に相談できる窓口を残しておきたいと考えている。</p> <p>相談件数はその時々で変化するので、必要な時に対応できる窓口として2カ所を残しているところである。また、1人を専任で置く程の相談件数がないので、相談分野を兼務することで効率的な執行に努めながら、相談したい方が現れた場合に対応できる体制を維持し、相談件数が増えた場合にも対応できるよう実施しているところである。</p>
諸平アドバイザー	<p>本日、県民生活部から頂いた消費者の教育費に関する資料を見ると、県民生活相談件数の中に労働相談件数が含まれている。労働相談も県民生活相談の一部との位置付けであり、十分機能を果たしている印象を受けている。</p>	課長・上野 睦	<p>県民生活センターの中で一体化して相談を受けているので、県民生活センターにおける相談の実績件数には労働相談件数を含んで公表している。過去、どこの部局で労働相談を行うかという話があり、県民生活センターにおいて労働相談を受けて頂くということになり、当課で相談員の人件費を負担している。当課が自前で相談を受けるという方法もあるが、効率的に相談業務を行うため、人件費を当課で負担して、県民生活センターの中で労働相談を受けている。このため、実績報告の際は県民生活相談件数の中に含まれている。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
<p data-bbox="159 220 360 248">諸平アドバイザー</p> <p data-bbox="159 715 360 743">小口アドバイザー</p>	<p data-bbox="405 213 981 389">地方相談室の在り方についてであるが、追加資料（事前調査での質問に対する回答）にある地方相談室の相談件数は、平成 24 年から 0 件である。労働相談はほぼ行われていないと考えてよろしいか。</p> <p data-bbox="405 501 981 676">県民生活センターの相談員で十分対応できている印象を受けている。本事業の活動指標達成率は 104%であるが、実際に意図した成果を 80%以上上げているとは言い難いのではないかという印象を受けた。</p> <p data-bbox="405 719 981 815">都留の相談体制についての確認であるが、一人で法律・交通・労働の全てに対応しているのか。</p> <p data-bbox="405 858 981 995">都留の相談員はどういう経歴の者か。これだけ幅広い分野の相談に対応するのは大変であると思うが、それなりに対応できる者が担当しているのか。</p> <p data-bbox="405 1038 981 1251">相談件数をみると、圧倒的に法律相談が多く、次に交通相談となっており、労働相談がほとんどないので、法律相談に詳しい方を置かざるを得ないと思うが、兼務の場合、サービスレベルの観点から、県民が満足するような相談対応はできかねると思うがいかがか。</p>	<p data-bbox="1032 225 1211 253">課長・上野 睦</p> <p data-bbox="1032 708 1211 737">課長・上野 睦</p>	<p data-bbox="1263 213 2110 464">都留の地方相談室については、昨年度までの 4 年間は相談実績がない状態であったが、平成 28 年度、7 月時点では、全 69 件の相談実績のうち、都留では 3 件の実績があった。実績が皆無という訳ではなく、年度によって変動することがあるので、少人数であっても相談に来る方がいるのであれば、今後、相談件数が急増した時に対応できるよう、都留の地方相談室でも相談に応じられる体制をとりたいと考える。</p> <p data-bbox="1290 703 1397 732">その通り。</p> <p data-bbox="1263 852 2110 916">今年度は相談歴 1 年目の方であり、非常勤嘱託職員である。経歴は分からないので次回に回答させて頂きたい。</p> <p data-bbox="1263 1034 2110 1098">相談員が替わる年度もあるが、法律・労働の研修カリキュラムを受けており、相談者に対応できる体制をとっている。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー	<p>弁護士は弁護士の専門、社労士は社労士の専門があるように、相談員はそれなりの人間でないと相談者も信頼を持って相談できないのではないかと思う。兼務は効率的で聞こえはいいが、サービスレベルの面では疑問を感じる。</p> <p>県の中小企業労働施策アドバイザーが企業を訪問しているので、週に一度は都留に常駐又は赴いて相談に応じることも検討としてあり得ると思うがいかがか。</p> <p>相談日を決めてから相談者に来てもらうのは普通のことである。いつでも相談者に対応できる体制であったとしても、詳しくない者が相談に対応するのであれば、むしろ待つからでも詳しい者に相談した方がいいと思う。</p> <p>また、事業主向けの労働相談も重要である。追加資料にある「1億総活躍社会」における働き方は、従業員のみならず事業主にとっても大変な問題だと思う。これを取り入れるとなると、経営者・企業自体が相当考え方・やり方を変えないと対応できないので、むしろ事業主向けの相談も必要だと思う。</p> <p>それなりの人材ということになると思うが。</p> <p>追加資料にある、平成28年10月に行う予定のラジオスポット放送は予算化しているのか。</p>	課長・上野 睦	<p>週1回となると、相談対応は予約制とならざるを得ない。いつでも来て頂けるという体制を整備するために兼務という体制をとっている。そのため、週一度の相談となると、相談者にはその日まで待つて頂くこととなり、不便をかけてしまう。</p> <p>この法改正がなされると非常に大きな法改正になる。法改正に関する事業主向けの広報は国でもすると思うが、個々の具体的な事例については、かなり相談件数があるのではないかと心配しており、そのためにも相談員を確保しておきたいと思っている。</p> <p>広聴広報課の予算で、ラジオスポット放送の枠が何本かあり、依頼してその中に入れてもらう。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー	<p>経営者協会、商工会議所及び商工会連合会の広報誌に掲載を計画しているということについて、これは具体的に進んでいるのか。</p> <p>今からか。</p> <p>商工会や商工会議所は、企業全体を支援しており、それぞれ予算を持って動いている。こういうものがあっても、最初から社労士等の専門家をお願いすると思うので、これがどれだけ効果があるかは分からないと思っている。</p>	課長・上野 睦	<p>会報誌の中に差し込ませて頂くよう依頼させて頂くところである。</p> <p>今からである。</p> <p>機関誌である「やまなし労働」でも広報しているので、これを見て相談に来て頂ける方もいると思う。</p>
五味アドバイザー	<p>県民生活センターを運営している部署があるのか。</p> <p>そこで相談を受ける相談員について、どうして当部が人件費を負担しているのか？</p> <p>1つのセンターとして運営されていくのであれば、中小企業労働相談所という看板の有無は問題なのか。</p>	課長・上野 睦	<p>県民生活部で運営している。</p> <p>当初は、中小企業労働相談所の看板を掲げ、専任の相談員を設置していたが、現在ではセンターの中で兼務して労働相談に応じてもらっていることから当部が賃金を負担している。1人の相談員の賃金について、当部又は県民生活部のどちらかが負担することになるが、当課で負担するという事で整理している。</p> <p>相談業務は県でいろいろ行っており、例えば県民生活センターでは一般的な消費生活相談、交通相談及び法律相談も行っている。それぞれ専門の部局になると、福祉関係、医療関係又は子育て等、それぞれ別の予算に基づき、別の箇所でも相談に応じている。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
五味アドバイザー	<p>県民生活センターではどうであるか。</p>	<p>課長・上野 睦</p>	<p>今までの経過の中では、効率化を図りながら、窓口を確保することで県民生活センターの中に労働相談員の設置をお願いしている。その関係上、当該相談員の人件費を当課が負担するものである。</p> <p>また、方法とすれば、当課で労働相談を受けるということも可能であるが、そうなると1人専任職員をおかなければならない。なお、効率化を図りながら相談員を確保することの他、相談業務の秘密性を確保する観点から、相談室等の設備も必要となる。このような中で県民生活センターに労働相談をお願いしており、事業費を我々が支弁するという整理をしている。当該事業費がなくなると、1名減となってしまうので、相談に要する費用をどこから捻出するのかという問題も出てきてしまう。当部又は県民生活部のどちらが払うにしろ、どちらかの事業費から払うということになるが、中小企業労働相談所は当課がお願いしていることであるので、当課が負担しているということである。</p>
小口アドバイザー	<p>都留の地方相談室にいる1名が何でも相談を受けているのか。</p> <p>労働相談の実績がなくても予算は貴課がみているということか。</p> <p>県民生活センターの地方相談室へ行けば労働相談を受けられるのか。</p> <p>甲府の相談体制は何人か。</p>	<p>課長・上野 睦</p>	<p>法律・交通・労働の分野について相談を受けている。</p> <p>そうである。</p> <p>そうである。</p> <p>県民生活相談等と消費生活相談に分けられるが、前者は9人いるうち、1人は都留にいるので8人である。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー	<p>8人で法律・交通・労働相談を受けているのか。</p> <p>郡内の方が甲府へ相談に来ることもあるのか。</p>	課長・上野 睦	<p>(県民生活センターの昨年度組織図を配布し、法律・交通・労働相談を受ける相談員を説明)</p> <p>都留では、杉山氏が法律・交通・労働相談を受けている。甲府では、武井氏が法律・交通・労働相談を受けている。それ以外には、斉藤氏及び地場氏の2名が法律・交通相談を受けており、入倉氏、河野氏及び深澤氏の3名が法律・土地相談を受けている。</p> <p>残2名は行政苦情及び行政相談員</p> <p>昨年度まで甲府にいた相談員が労働関係に詳しい者(在席6年)であり、この方を頼ってくるということもあって甲府の相談件数が多い一因になっている。</p> <p>今年度は2人とも入れ替わったため、両名とも1年目である。</p>